

# 愛媛県農業経営基盤強化資金実施要綱

改正日：令和2年5月12日  
(令和2年4月1日から適用)

## (目的)

第1 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、足腰の強い農業経営を確立するため、農業経営基盤強化資金の融資について、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）及び愛媛県農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付要綱（平成6年11月17日付け総農第731号農林水産部長通知）に定めるもののほか必要な事項について定める。

## (制度の仕組み)

第2 農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）を借り受けた農業者に対して、市町が金利負担を軽減するため利子補給を行った場合、県は所定の額を市町に補助する。

## (貸付利率及び利子補給率)

第3 貸付利率に応じた県の利子補給率は、次のとおりとする。

財政融資 資金金利	貸付利率	利子補給率
5.0%未満	2.0%以内	0.250%
5.0%以上 6.5%未満	2.5%以内	0.165%
6.5%以上	3.0%以内	0.085%

ただし、財政融資資金金利が2.0%を下回る場合における利子補給率については、以下のとおりとする。

- (1) 平成10年6月16日から平成10年8月20日までの間に融通されたもの  
0.285%
- (2) 平成10年8月21日から平成10年9月17日までの間に融通されたもの  
0.265%
- (3) 平成10年9月18日から平成10年10月21日までの間に融通されたもの  
0.3%
- (4) 平成10年10月22日から平成10年12月21日までの間に融通されたもの  
0.4%
- (5) 平成10年12月22日から平成11年2月2日までの間に融通されたもの  
0.365%
- (6) 平成11年5月25日から平成11年6月15日までの間に融通されたもの  
0.3%
- (7) 平成11年6月16日から平成11年7月25日までの間に融通されたもの  
0.315%
- (8) 平成11年10月20日から平成11年11月17日までの間に融通されたもの  
0.265%
- (9) 平成12年2月21日から平成12年3月15日までの間に融通されたもの  
0.265%
- (10) 平成12年6月19日から平成12年9月13日までの間に融通されたもの  
0.265%
- (11) 平成13年2月1日から平成13年2月25日までの間に融通されたもの

- 0.285%
- (12) 平成13年2月26日から平成13年3月18日までの間に融通されたもの  
0.3%
- (13) 平成13年3月19日から平成13年4月1日までの間に融通されたもの  
0.315%
- (14) 平成13年4月2日から平成13年4月30日までの間に融通されたもの  
0.365%

2 前項の規定にかかわらず、平成13年5月1日から平成22年3月31日までに融通されたものにかかる県の利子補給率は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）に基づく公益財団法人農林水産長期金融協会（昭和36年9月15日に財団法人高風会という名称で設立された法人。以下「長期金融協会」という。）からの助成後に必要な利子補給率の2分の1に相当する率以内の率とする。

3 平成22年4月23日から平成24年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金（第4の3の（7）の資金を除き、かつ、当該貸付決定に係る貸付額が500万円を超えるものに限る。）のうち、個人にあっては1億円以下、法人にあっては3億円以下の部分についての県の利子補給率は、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第35号（株式会社日本政策金融公庫法附則第35条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める件）2に規定する貸付利率（以下「公庫の貸付利率」という。）を0%に引き下げるのに必要な額の5分の4に相当する額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とし、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を、長期金融協会からの助成後に必要な利子補給率の2分の1に相当する率以内の率とし、貸付当初5年間に限り助成するものとする。

ただし、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）及び農業経営基盤強化資金の貸付に係る担保徴求に関して認定農業者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、同資金の円滑な融通を図ることとして別に農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が定める資金（以下「円滑化貸付資金」という。）については、本規定は適用しないものとする。

4 東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）が発生した平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に、地震により著しい被害を受けた農業者に貸付決定が行われた本資金については、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。）に定めるところにより、公庫の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、長期金融協会から、最長18年間（ただし、農業の高度化や地域振興を図り、質的な向上を目指すために融通される場合は、貸付当初5年間）、当該農業者に対して助成するものとする。

ただし、東日本大震災利子助成事業実施要綱第3の2の（1）のイに規定する間接被災者に対する第3の2の（7）の資金及び補助残融資資金（東日本大震災利子助成事業実施要綱第3の2の（1）のアに規定する直接被災者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通される場合を除く。）については、本規定は適用しないものとする。

5 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け

23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地事業実施要綱」という。)第2に定められるものをいう。)に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者(人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられることが確実であることの証明を市町から受けた農業者を含む。)に対し、平成24年4月6日から令和2年1月31日までの間(特例措置期間(平成31年4月1日から令和2年1月31日まで)を含む。)に貸付決定が行われた本資金(第4の3の(7)の資金を除く。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(同法第2条第2項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた農業者に対し、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの間に貸付決定が行われた本資金(第4の3の(7)の資金を除く。)については、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、公庫の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を、長期金融協会から、貸付当初5年間、農業者に対して助成するものとする。

ただし、補助残融資資金及び円滑化貸付資金については、本規定は適用しないものとする。

- 6 実質化された人・農地プラン等(農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。)において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者(実質化プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町から受けた農業者を含む。)又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に貸付決定が行われた本資金(第4の3の(7)の資金を除く。)については、利子助成事業実施要綱に定めるところにより、公庫の貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を、長期金融協会から、貸付当初5年間、農業者に対して助成するものとする。

ただし、補助残融資資金及び円滑化貸付資金については、本規定は適用しないものとする。

加えて、上記の対象要件を満たす者が、令和2年4月1日以降に、農業保険法(昭和22年法律第185号)第3章第1節第6款に基づく園芸施設共済(以下「園芸施設共済」という。)の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(利子助成事業実施要綱別記様式第4号)により確認ができた者であること。

(貸付対象者等)

第4 本資金の対象となる経営改善計画、貸付対象者、貸付金の使途、最高限度額及び償還(措置)期限は次に掲げるとおりとする。

1 対象となる経営改善計画

本要綱による支援の対象となる経営改善のための計画(以下「農業経営改善計画」という。)は、次のとおりとする。

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画
- ② 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画
- ③ 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画

2 貸付対象者

貸付対象者は(1)又は(2)に掲げる農業者とする。

- (1) 前項に定める農業経営改善計画の認定を受けている者(簿記記帳を行っている者(

- 簿記記帳を行う事が確実と見込まれる者を含む。)に限る。)
- (2) (1)の認定を受けた法人の構成員であるか又は構成員になろうとする者(ただし、当該法人への出資金等を借入する場合に限る。)

### 3 貸付金の使途

農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる資金であって、その具体的内容は、基盤強化資金実施要綱の別紙に例示するとおりとする。

- (1) 農地(農地法(昭和27年法律第229号)第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。)等の取得
- (2) 農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得
- (4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善を前提としての経営の安定に必要な長期資金

### 4 貸付金の最高限度額

貸付金の最高限度額は次のとおりとする。

ただし、3の(7)の資金については次の額の5分の1を限度とし、3の(7)の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。

- (1) (2)に掲げる貸付け以外のもの

① 個人 3億円

ただし、次のいずれかに該当する場合には6億円

ア 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体

イ 主たる従事者を複数有する経営体又は計画期間中に複数有することとなる農業経営改善計画を有する経営体

ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体

② 法人 10億円

ただし、3名を超える常時従業者1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の資金利用計画の目標売上額の2倍に相当する額又は20億円のいずれか低い額とする。

- (2) 震災対応型資本性貸付け(主要な事業用資産について、地震の影響により、浸水、流出、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関(以下「市町村長等」という。)から受けた農業法人(市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けたものを含む。)を対象とする、償還順位を他の貸付金債権に劣後させる等の特例を設けることにより、金融検査上自己資本とみなし得る資本性資金の貸付けをいう。)については5億円

ただし、3名を超える常時従事者数1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。

### 5 償還期限(据置期間)

償還期限25年以内(うち据置期間10年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平

成23年政令132号)第13条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内(うち、据置期間13年以内)とする(ただし、平成27年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。)

(融資機関)

第5 本資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 直接貸付 株式会社日本政策金融公庫松山支店又は同松山支店の受託金融機関
- (2) 転貸 農業協同組合及び愛媛県信用農業協同組合連合会

(その他)

第6 特別融資制度推進会議(特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。)第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議。以下「推進会議」という。)が、貸付の認定等に関する事務を融資機関に委任した場合、当該融資機関から認定等に係る報告を受けた推進会議事務局は、速やかに、農業経営基盤強化資金貸付認定等報告書(別記様式)を作成し、地方局産業振興課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年11月17日から施行する。

～〔略〕～

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に融通された本資金については、なお従前の例による。この場合において、施行前の要綱中「農山漁村振興基金」とあるのは「財団法人農林水産長期金融協会」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月30日から施行し、第4の4の規定は平成25年2月26日から、それ以外については平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する